

## 鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号の規定による特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について、必要な事項を定めることにより、控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 控除対象特定非営利活動法人 地方税法第314条の7第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。
- (2) 指定 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を控除対象特定非営利活動法人として鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号。以下「条例」という。）で定めることをいう。
- (3) 指定手続 指定を行うために必要な一連の手続をいう。
- (4) 指定取消の手続 指定の取消し（控除対象特定非営利活動法人として条例で定めた特定非営利活動法人を当該条例の定めから除くことをいう。以下同じ。）のために必要な一連の手続をいう。

### (指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第12項の申出（以下「指定の申出」という。）は、控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申出書には、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号。以下「県指定手続等条例」という。）第6条第1項に基づく通知の写しを添付するものとする。

### (指定手続を行う基準)

第4条 市長は、指定の申出があった場合において当該申出を行った特定非営利活動法人（以下「申出法人」という。）が次のいずれにも該当すると認めるときは、指定手続を行うものとする。

- (1) 申出法人が鳥取県（以下「県」という。）の条例で地方税法第37条の2第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人として定められていること。
- (2) 申出法人が寄附金を充当する予定の事業のうち本市の区域内で行う事業があること。

### (指定の通知等)

第5条 市長は、申出法人の指定に係る条例を公布したときは、その旨を書面により速やかに申出法人に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法によりその旨及び当該申出法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 名称

- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及び県内の事務所の所在地
- (4) 控除対象特定非営利活動法人となった年月日
- (5) 事業の内容
- (6) 事業を行う県内の地域
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、指定手続を行わないことを決定したときはその旨及びその理由を、鳥取市議会において申出法人について指定を行うための条例の案が否決されたときはその旨を、書面により申出法人に通知しなければならない。

#### (指定の有効期間)

第6条 指定は、5年以内の範囲で条例で定める期間（以下「指定期間」という。）有効とする。

2 指定期間は、控除対象特定非営利活動法人として条例で定められた特定非営利活動法人（以下「市指定控除対象特定非営利活動法人」という。）が改めて指定の申出を行い、指定を受けることにより更新することができる。

#### (指定の更新)

第7条 市指定控除対象特定非営利活動法人が指定期間の満了の日以後引き続き指定を受けようとするときは、県指定手続等条例第6条第1項の規定による通知を受けた後、速やかに更新に係る指定の申出を行わなければならない。この場合において、指定期間の満了の日の翌日から起算して1年を経過してもなお更新に係る指定の申出がないときは、引き続き指定を受ける意思がないものとみなす。

#### (変更の届出等)

第8条 控除対象特定非営利活動法人として条例で定められた特定非営利活動法人（以下「市指定控除対象特定非営利活動法人」という。）は、第5条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、控除対象特定非営利活動法人変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその内容を公表しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出書の提出により地方税法第314条の7第12項の規定に基づき条例で定める事項に変更があると認めるときは、当該条例で定める事項を改めるための手続を行わなければならない。

#### (解散の届出)

第9条 市指定控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、遅滞なく、控除対象特定非営利活動法人解散届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

#### (控除対象特定非営利活動法人の合併)

第10条 市指定控除対象特定非営利活動法人が、他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、遅滞なく、控除対象特定非営利活動法人合併届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合に準用する。この場合において、第8条第2項中「その旨及びその内容」とあるのは「その旨」とする。

（指定取消の手續を行う基準等）

第11条 市長は、市指定控除対象特定非営利活動法人が次の各号いずれかに該当するときは、指定取消の手續を行わなければならない。

- (1) 県指定手續等条例第16条第3項に基づく通知を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により市指定控除対象特定非営利活動法人となったとき。
- (3) 市指定控除対象特定非営利活動法人から辞退の申出があったとき。
- (4) 第7条後段の規定により市指定控除対象特定非営利活動法人に引き続き指定を受ける意思がないとみなされたとき。
- (5) 市指定控除対象特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

2 市長は、指定の取消しに係る条例を公布したときは、その旨及びその理由について、当該特定非営利活動法人に対し速やかに書面により通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により周知しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定手續に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条の規定は、同日以後改正後の要綱第3条第1項の指定の申出を行った特定非営利活動法人に係る指定手續から適用する。

様式第1号（第3条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書

鳥取市長 様

控除対象特定非営利活動法人としての指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申出者

名称

代表者氏名

⑩

電話番号

1 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例における指定の有効期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 設立年月日 年 月 日

3 事業の内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

4 事業を行う県内の地域

5 寄附金を充当する予定の事業内容等

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	寄附金充当予定額

6 その他

(1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	メールアドレス	その他の連絡先

(2) 主たる事務所以外の県内にある事務所

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

添付書類

県の当該特定非営利活動法人に対する指定手続を完了した旨の通知の写し

様式第2号（第8条関係）

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

鳥取市長

様

次の事項について変更があったので、鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
届出者 名 称  
代表者の氏名  
電話番号

印

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

注 「変更事項」の欄には、「名称」「代表者」「主たる事務所及び県内の事務所の所在地」「事業の内容」「事業を行う県内の地域」等の別を明記すること。

様式第3号（第9条関係）

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

鳥取市長

様

次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定  
手続等に関する要綱第9条の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
届出者 名 称  
清算人の氏名  
電話番号

㊞

- 1 解散年月日
- 2 解散の理由

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書の写し

様式第4号（第10条関係）

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

鳥取市長

様

年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請を行ったので、鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名

⑩

電話番号

	法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業の内容
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人				
合併によって消滅する法人				